

東久留米市  
子ども・子育て会議  
令和2年11月5日

## 特定教育・保育施設の利用定員等について

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく令和3年4月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。

また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

## 記

## 1. 対象施設（保育所）

名称	(仮称) まなびの森保育園ひばりが丘	
所在地	学園町一丁目18番地4	
施設類型	保育所	
事業者名	株式会社こどもの森	
① 利用定員の設定		
利用定員(2号)	45名	
利用定員(3号)	0歳	6名
	1～2歳	29名
合計	80名	
② 認可基準にかかる項目		
保育士(配置基準)	12名	
保育室	244㎡(基準面積: 184.8㎡)	
屋外遊戯場	379.43㎡(基準面積: 198㎡)	
給食	自園調理	

## 【参考】

### (抜粋) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年条例第 43 号) (設備の基準)

第四十一条 保育所(乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- 三 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

2 保育所(満二歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第三号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
- 三 満二歳以上の幼児一人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては三・三平方メートル以上とすること。

3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第四十三条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

### (抜粋) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 24 年規則第 47 号)

(保育所の職員)

第十六条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。